

## 資料1 情報公開審査会答申の概要

### 情報公開審査会答申第604号の概要

件名	特定個人の資格に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第677号）		
請求文書の概要	特定個人（以下「本件個人」という。）に教員免許が発行されていることが分かる文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成26年6月4日	諾否決定年月日	平成26年6月9日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	教育委員会（教職員企画課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第8条		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件個人の教員免許の有無（以下「本件情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しない。 また、本件情報は、公務員等の情報ではあるが、公務員等の情報であっても、人事管理上保有する職員等の健康や休暇、身分取扱いに関する情報等は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報には含まれないと解されるため、同号ただし書ウにも該当しない。</li> <li>本件請求は、本件個人に教員免許が発行されていることが分かる文書を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に対して教員免許状を授与したことの有無、すなわち個人に資格を与えたことの有無を公開することとなり、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報を明らかにすることとなるため、条例第8条の規定を適用したものである。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成26年6月20日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件個人は平成5年から特定自治体の教育委員会に講師採用され、平成24年に教諭として正式採用され、特定自治体の中学校で勤務していた者である。</li> <li>教員免許制度は、文部科学省によっても「公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つ」とされているものであり、教員としての業務と関係のない資格と同じ扱いではなく、本件個人が教諭としての業務が許されるかが左右される重要な情報であるため、実施機関の判断は誤りである。</li> <li>教員免許は職員等の健康や休暇には当たらず、身分取扱いに関する情報についても、多くの自治体の条例で「任用や給与、勤務時間など」という意味で使っており、実際に教諭として働いている人物の教員免許の有無についてこの解釈及び運用の基準を適用することは拡大解釈と言わざるをえない。</li> <li>本件個人が「実施機関に属するものでもない」という実施機関の説明については、教員免許状が全国どの都道府県教育委員会でも原則、申請があれば授与できるものであるから、そのような理由で開示拒否をすることはできない。</li> <li>当方は教員免許状の詳しい記載内容の開示を求めているわけではない。「個人に与えた資格の有無を公開することになる」との理由で存否についても明らかにしないことは、重要な情報に対する説明責任を全うしていないことである。</li> <li>したがって、本件処分は不当であり、少なくとも存否については明らかにすることが妥当である、との答申を求める。</li> </ul>		
諮問年月日	平成26年7月7日		
審査会の論結	実施機関は、特定個人に教員免許が発行されていることが分かる文書を求めるという公開請求について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。		

<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、教員免許状を授与する際に作成する免許原簿のうち、本件個人に係る部分である。</p> <p>2 教員の免許資格について 教員の要件については、教育職員免許法（以下「法」という。）第3条第1項に「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない」と定められており、教員免許が必要とされている。</p> <p>3 条例第8条該当性について 本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるか否かについて、以下検討する。</p>
<p>審査会の判断理由 (続き)</p>	<p>4 条例第5条第1号該当性について (1) 条例第5条第1号本文該当性について 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件情報は、前記2において述べたとおり、法第3条第1項の規定により、教員としての教育活動を行う上で不可欠な資格であって、公務員である教員が行う教育活動という職務遂行の正当性を担保する情報であると解される。</li> <li>・ したがって、本件情報は、公務員の職務遂行に関する情報であると認められ、条例第5条第1号ただし書ウに該当するため、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとはならないと判断する。</li> </ul>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年5月25日（答申第604号）</p>

情報公開審査会答申第 605 号の概要

件名	特定日に行われた会合の報告書等一部非公開の件（諮問第 675 号）		
請求文書の概要	特定日に行われた会合（以下「本件会合」という。）の議事内容と議事録等の文書並びに特定施設（以下「本件施設」という。）の地番及び許可に係る番号ごとの詳細が記述されている文書（以下「本件説明文書」と総称する。）並びに本件施設の農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）上の取扱いに関する文書（以下「本件取扱文書」という。）		
請求年月日	平成 26 年 3 月 3 日	諾否決定年月日	平成 26 年 3 月 13 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（農政課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件説明文書としては、本件会合に関する報告書及び議事録（以下「本件報告書等」という。）を、本件取扱文書としては、本件施設の農振法上の取扱いについて説明するため、特定日付で異議申立人に交付した書面（以下「本件交付書面」という。）を、それぞれ特定した。</li> <li>・ 本件報告書等のうち個人の氏名（肩書きを含む）並びに本件交付書面のうち個人の住所、氏名及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第 5 条第 1 号の規定により非公開とした。              条例の非公開情報は、請求者が誰であるかを考慮せずに、公開か否かの判断をすることから、請求者が自己の情報について公開請求した場合であっても、条例第 5 条第 1 号の規定に該当する個人情報であれば非公開とされる。</li> <li>・ 本件報告書等は、担当職員が、本件会合当日に取った本件メモを見て作成し、回議欄にあるとおり、農政課長宛に報告したものである。本件メモは本件報告書等の作成後、不必要となったので廃棄した。本件請求時には、既に存在していなかった。</li> <li>・ 異議申立人は、起案書の公開を求めているが、そのような文書は存在しない。</li> <li>・ 本件説明文書に該当する行政文書としては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請書類が存在していたと考えられるが、5 年の保存期限が過ぎたので廃棄した。許可した旨を記載した農地法第 5 条許可申請書処理簿（以下「本件台帳」という。）は存在するが、本件台帳について平成 25 年度に異議申立人から情報公開請求を受け、一部公開（条例第 5 条第 1 号の規定に該当する個人情報を非公開）していることから、今回そこまで公開しなくてもよいと考えた。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成 26 年 3 月 24 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非公開とされた部分の公開を求める。非公開部分が、私の名前であれば、公開すべきである。</li> <li>・ 実施機関職員より、メモ（以下「本件メモ」という。）を基に本件報告書等を作成したと聞いた。本件メモの公開を求める。</li> <li>・ 本件報告書等を作成・提出する前提として作成された起案書があれば公開していただきたい。</li> <li>・ 行政文書公開請求書に記載した内容について、他にも関連のある行政文書があれば公開していただきたい。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 26 年 3 月 26 日		
審査会の論結	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関は、農地法第 5 条許可申請書処理簿のうち異議申立てに係る特定施設に関する部分について、請求対象文書として特定し、個人情報に当たる部分を除き、これを公開すべきである。</li> <li>2 実施機関が、前記 1 以外の行政文書を一部公開又は不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。</li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 本件説明文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起案書について 本件報告書等は、農政課長に本件会合の概要を報告するために担当職員が作成した文書に、議事録（会合参加者の発言概要を示したもの）を添付したものである。通例、この種の報告文書は、起案することなく担当職員が作成・提出すれば足りる。 それゆえ、本件会合の内容を農政課長に報告するための文書としては、本件報告書等のみが存在し、これ以外に関連のある行政文書は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</li> <li>・ 本件メモについて 本件メモは、本件会合に出席した担当職員が、本件報告書等を作成するための手控えとして当日に取ったものである。通例、この種のメモは、報告文書の作成のために専ら利用され、メモそのものが、実施機関内において共用・回覧されることはない。本件においても、担当職員が、農政課長宛に報告書等を提出したことで目的を達成して不要になったため、廃棄した。本件請求時において、本件メモが存在しなかったとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</li> <li>・ 本件台帳について 実施機関によれば、本件施設が建設された土地を農地から転用した際に提出された農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請書類が存在していたが、5年の保存期間が過ぎたので廃棄された。本件許可は平成16年度に行われており、本件請求時において、この書類が存在していなかったとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。 しかし、本件台帳の存在を認識しながら、これを非公開としたことは容認することができない。本件台帳には、本件土地の所在地、許可番号等が記載されており、本件説明文書に該当することは明らかである。また、本件台帳は、個人情報に当たる部分を除き、既に異議申立人に公開されたことがあり、これを公開することに、なんらの支障も存在しない。</li> <li>・ 個人の氏名（肩書きを含む）は、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。また、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。それゆえ、本件報告書等のうち個人の氏名（肩書きを含む）を非公開としたことは妥当である。</li> </ul> <p>2 本件取扱文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件取扱文書（本件施設の農振法上の取扱いに関する文書）としては、公開した本件交付書面のみが存在し、これ以外に関連する行政文書が存在するとは認められない。 このことは、農振法に関する実務上の取扱いについて説明した書籍（一般に市販されているもの）を本件請求の対象文書として特定し、公開していること、及び、本件施設に係る法令解釈についてあえて国に問い合わせをし、確認していることから裏付けられる。</li> <li>・ 本件交付書面のうち非公開とした部分は、個人の住所、氏名及び電話番号であって、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。また、条例第5条第1号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。</li> </ul> <p>3 結論</p> <p>以上のことから、当審査会は、次のように判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関は、個人情報に当たる部分を除き、本件台帳を公開すべきである。</li> <li>・ 本件報告書等、本件交付書面及び本件台帳を除くほか、本件請求の対象となるべき行政文書は不存在であり、これを非公開としたことは妥当である。</li> <li>・ 本件報告書等及び本件交付書面のうち個人情報に当たる情報を非公開としたことは妥当である。</li> </ul>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年7月29日（答申第605号）</p>

情報公開審査会答申第 606 号の概要

件名	特定の社会福祉法人に関する文書一部非公開の件（諮問第 656 号）		
請求文書の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定期間に特定の社会福祉法人（以下「本件法人」という。）の理事会、仮理事会、評議員会に関して県が作成した文書、図画及び電磁的記録の全て（以下「本件行政文書」と総称する。）</li> <li>・特定の期間に実施された本件法人の指導監査の結果報告書及び講評、特定期間（以下「本件期間」という。）実施の会計検査院による監査（以下「本件検査」という。）の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件監査報告書等」という。）</li> </ul>		
請求年月日	平成 25 年 5 月 15 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 12 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（介護保険課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>（文書の特定について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件行政文書として、打合せ資料ほか 20 の文書（以下「本件議事録等」という。）及び旅費請求書（以下「本件旅費請求書」という。）を、本件監査報告書等として指導監査結果に係る決裁文書を、それぞれ特定した。</li> </ul> <p>（条例第 5 条第 1 号該当の点について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人に関する情報である、氏名、職業、住所、従業員のヒアリング内容、旅費支給額等は、公開することにより特定の個人が認識される可能性があり、プライバシー保護の観点からそのおそれのある情報も含めて原則非公開とした。</li> </ul> <p>（条例第 5 条第 2 号該当の点について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮理事、理事、評議員（候補者含む）の推薦理由や経験等の情報は法人の人事管理に関する情報であり、理事会等議事内容の一部、議案の審議内容の一部については、経営方針等法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより信用上の正当な利益を害する可能性があるとして判断し、非公開とした。</li> </ul> <p>また、法人の経緯、現状認識、運営上の問題点、法人意見・意向、対応内容の一部、今後の対応等に関する情報については、法人の事業運営や経営状況等が推測されうる情報であり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。</p> <p>さらに指摘事項の概要の状況、実地監査・実地検査における聴取事項等の内容については、法人の事業状況、今後の運営に影響があると思われる情報であるため、公表することにより正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。</p> <p>（復命書について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復命書の内容に相当する事項は、本件議事録等に記録していたため、別途復命書は作成していない。</li> </ul> <p>（本件検査の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件検査文書」と総称する。）について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件検査は、保健福祉局総務室が担当であり、本件期間に県庁と県内各施設等で行われた。本件法人においては特定日に実地検査を実施しているが、介護保険課は立会いを行っておらず、本件検査文書は存在しない。</li> </ul> <p>本件処分では、公開することができない部分の記載が不十分であったが、不存在であるため非公開とした。</p>		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 12 日		
不服申立ての趣旨	<p>（公開することができない部分について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回公開された行政文書には、多くの非公開（黒塗り）部分があり、はなはだしいページは、1 ページ全部黒塗りのものもあり、個人情報のみでなく、文章全体を黒塗りしている部分もある。非公開とした理由は、すべて条例第 5 条第 1 号（個人に関する情報）及び同条第 2 号（法人に関する情報）を根拠とした紋切り型の説明で納得できない。もちろん、個人情報、法人情報を守ることは重要な問題だが、それは制度の趣旨との兼ね合いで、慎重に、かつぎりぎりのところまで、精査して判断すべき問題であり、黒塗りがあまりに多すぎる。</li> </ul> <p>そもそも、情報公開制度は、「県民主体の県政を確立する上において県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ」、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にと</p>		

<p>不服申立ての趣旨 (続き)</p>	<p>どめます。」という目的で作られたもので、今回の「決定通知」は、この目的と趣旨にそぐわないものだと考える。</p> <p>「公開することができない」部分については、制度の本来の趣旨に基づき再検討を行い、公開することを求める。また、それができない場合は、「公開することができない」理由をそれぞれの文書に沿って、具体的に説明いただきたい。</p> <p>(本件旅費請求書について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関職員の自宅以外で非公開とされている部分があるが、その理由は何か。公開の再検討をお願いすると同時に、それができない場合は、その理由の具体的な説明をお願いする。</li> </ul> <p>本件旅費請求書の中で、いくつかの欄が全く空欄になっているものが多く見受けられるので、その理由の説明をお願いする。</p> <p>公開された行政文書の中に、私が請求している出張の復命書あるいは報告書(以下「本件復命書」という。)がないが、その理由の説明をお願いする。出張した場合は、復命書が必要なのではないか。</p> <p>(本件検査文書について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件検査文書は一切公開されていない。この文書の存在の有無について知らせていただきたく、存在する場合は公開を求める。</li> </ul>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 25 年 11 月 22 日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関は、特定期間に特定の社会福祉法人の理事会、評議員会等に関して県が作成した文書、図画及び電磁的記録のうち、仮理事長及び理事の氏名並びに同法人の代表者がいない状況であることがわかる部分については、公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件議事録等について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>本件議事録等に記載されている理事、評議員(候補者含む)、仮理事長、仮理事、議事録署名人及び従業員の氏名、年齢、職業及び住所(以下「本件理事等情報」と総称する。)は、特定の個人が識別又は識別されうる情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>(ア) 仮理事長の氏名は、仮とはいえ法人を代表する者であることから、当該情報は公示すべき事柄であり、同号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(イ) 理事の氏名は、登記事項ではないが、県ホームページで公開されていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(ウ) 仮理事の氏名は、本来は一時的な存在であり、県ホームページにおいても公開はしていないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>(エ) 議事録署名人に仮理事長が署名した場合は、上記(ア)のとおり同号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>(オ) 議事録署名人に仮理事長以外が署名した場合は、議事録署名人として公になる慣例はないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>(カ) その他の本件理事等情報については、公にする慣例はないことから、同号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>イ 本件理事等情報は「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>(3) 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>ア 本件議事録等に記載されている議事内容については、本件法人の代表者がいない状況であることが分かる部分(以下「本件状況」という。)を除き、本件法人の内部状況が詳細に記載されており、公開することにより本件法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。</p> <p>イ 本件状況について</p> <p>社会福祉法人は、法令の定めからすると非常に公益性の高い法人であることを踏まえると、本件法人の代表者がいない状況であるというのは公益に非常に密接に係る状況であり、公開することにより正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、むしろ一般に公開する必要があるものと考えられ、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 本件旅費請求書について  本件旅費請求書において非公開とされた用務地には、個人だけでなく団体名も記載されているが、団体名では個人が識別され、若しくは識別され得る情報とまでは言えない。ただし、調整的立場である県職員が、いついかなる団体の者と会ったかという情報は、公開することにより、県が本件法人の関係者間を調整するという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p> <p>3 本件復命書について  神奈川県職員服務規程においては、公務旅行に関し、原則として復命書の提出を規定しているが、上司に随行した場合や、軽易な事項についてはこの限りではないとしている。  本案件において実際に出張しているのは、旅行命令権者である課長又は課長代理であったため、同規程を踏まえると、本件復命書が不存在であっても不自然な点は見当たらない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年8月17日 (答申第606号)</p>

情報公開審査会答申第 607 号の概要

件名	特定の社会福祉法人に関する会計検査院監査の報告書等不存在の件（諮問第 657 号）		
請求文書の概要	・特定期間（以下「本件期間」という。）実施の会計検査院による監査（以下「本件検査」という。）の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件検査文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 25 年 5 月 15 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 12 日（当初） 平成 25 年 9 月 19 日（変更）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（介護保険課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件検査は、保健福祉局総務室が担当であり、本件期間に県庁と県内各施設等で行われた。本件法人においては特定日に実地検査を実施しているが、介護保険課は立会いを行っておらず、本件検査文書は存在しないところ、本件原処分においては不存在であることを記載しなかったため、本件変更処分を行った。		
不服申立年月日	平成 25 年 11 月 18 日		
不服申立ての趣旨	<p>（変更理由について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件変更処分の決定通知書の変更理由欄には、本件検査文書について不存在であることを記載しなかったためとあるが、なぜこの段階で変更するのかその理由がわからない。本件検査文書については、本件原処分の取消しを求める異議申立てに含まれるもので、本来この異議申立てに対する決定の中で明らかにするべきものではないか。異議申立書を見て、すぐに対応してしまおうと考えたと推測するが、もしそうであるとしても、なぜ、本件原処分の中で記載しなかったのかその理由を明記すべきである。このような紋切り型の言い方で済まそうとするのは、県民からその責務を委任されている県当局としては余りに不誠実な対応ではないか。</li> </ul> <p>（本件検査文書の所在について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件検査は、会計検査院によるものだが、当然県職員も同席して行われているものと思う。そうだとすれば、県に文書が何も残されていないということは納得ができない。そこで、本件検査文書は現時点でも存在しないのか、あるいは他の課にあるのか。明らかにしていただきたい。もし、他の課にあるのであれば、それを教えるのが誠意ある対応だと思う。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 25 年 12 月 2 日		
審査会の結論	実施機関が、特定の社会福祉法人に関する会計検査院検査の報告書等は不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件検査文書について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関の説明によると、本件検査には立ち会っていないため、本件検査文書が不存在であることについて不自然な点は見当たらない。ただし、対象文書が存在しない場合はその理由が重要であることから、丁寧に記載すべきであるところ、本件変更処分においては、非公開の理由について単に「不存在のため」とだけ記載されている。一般に、文書の不存在を理由とする非公開の決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。したがって、本件変更処分における理由付記は、行政手続条例第 8 条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであると言わざるを得ず、実施機関においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。</li> </ul>		
答申年月日	平成 27 年 8 月 17 日（答申第 607 号）		

情報公開審査会答申第 608 号の概要

件名	特定の道路標示塗装業務における工事請負契約にかかる積算単価表等一部非公開の件（諮問第 681 号）		
請求文書の概要	特定の道路標示塗装業務を委託契約するための入札公告に当たり、当該業務の入札執行に係る予定額を積算するために作成された積算単価表（以下「本件単価表」という。）及び道路標示積算調書（以下「本件調書」という。）		
請求年月日	平成 26 年 9 月 22 日	諾否決定年月日	平成 26 年 10 月 1 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県警察本部（交通規制課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件単価表及び本件調書（以下「本件行政文書」と総称する。）のうち単価及び金額（以下「本件非公開情報」という。）は、特定の道路標示塗装業務の入札執行に係る入札執行予定額及び工事設計額を算出するための単価及び金額であり、神奈川県警察（以下「県警察」という。）で採用している道路標示塗装業務の単価は、神奈川県県土整備局（以下「県土整備局」という。）作成の「土木工事資材等単価表」及び「土木工事標準積算基準書」（以下「土木工事資材単価表等」と総称する。）に規定する単価と県警察が業者から見積書を徴して決定した単価を比較し、低い方を採用している。また、県警察が独自に材料等を指定する道路標示塗装業務については、業者から見積書を徴して決定した単価であることから、県土整備局が公開している単価とは異なるものであり、これら単価は、実勢に近い単価とするため、原則として半年に 1 回改定している。</li> <li>・審査請求人は、道路標示塗装業務の予算は神奈川県（以下「県」という。）の支出となることから、県と異なる単価で積算する場合でも、本件非公開情報の公開は義務である旨主張するが、県警察が採用する単価を公開する義務規定等は存在せず、これまで公表した事実はない。</li> <li>・県警察が発注する道路標示塗装業務は、道路標示塗装のみの工事であり、多岐多様な工事ではないため、県が発注する工事と異なり複雑な積算を要しない。そのため、本件非公開情報を公開すると、今後発注する道路標示塗装業務の委託工事における積算調書の単価が推認され、工事設計額及び入札執行予定額の算出が容易となり、応札業者における入札金額の均一化及び業者間における価額調整、入札規制、談合等を生じさせることにより、公正であるべき一般競争入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当する。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成 26 年 10 月 15 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部長は、本件行政文書における本件非公開情報を公開すると、今後発注する工事の積算調書の単価が推認され、公正であるべき一般競争入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、県における土木工事は、県土整備局が監修する「土木工事標準積算基準書」等によって積算することを要し、直接工事費を構成する資材単価等及び積算方法はこれに規定されていることから、公開することを前提とした、あるいは公開された情報であり、県土整備局道路部においては、資材単価を公開していることから、警察本部長が本件非公開情報を公開しないことは許されない。</li> <li>・警察本部長は、県警察が採用している道路標示塗装業務の単価は、県が採用している単価とは別のものを使用しており、公表していないとしているが、県警察においても、道路標示及び区画線設置における資材単価は、県土整備局の土木工事資材単価表等を適用することはもとより、道路標示塗装業務の予算は県の支出であることから、県と異なる単価で積算する場合でも、本件非公開情報の公開は義務である。</li> <li>・土木工事における競争入札の制度は、発注者が積算した工事設計額を基に、これに対する最低必要額を設定し、その範囲内で最低落札価格を選定することから、積算の公正を証するため、最低必要額及び最低制限価格率を公表するものであり、本件非公開情報が、適法に積算されている単価であれば、公開することによって、次年度以降の競争入札事務の遂行に支障を及ぼすことはあり得ない。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 26 年 11 月 5 日		
審査会の結論	特定の道路標示塗装業務における工事請負契約にかかる積算単価表等を一部非公開としたことは、妥当である。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件非公開情報は、県警察が特定の道路標示塗装業務を委託契約するための入札公告に当たり、当該業務の入札執行に係る予定額を積算するために作成した積算単価表及び道路標示積算調書に記載された単価及び金額である。これは、県土整備局作成の土木工事資材単価表等において公表されている単価とは異なる県警察が独自に採用している単価であり、公表を義務付けられているとは認められず、これまで公開した事実もないものと認められる。</li> <li>・ 県が発注する工事は、その内容が多岐多様にわたるため、一定の単価基準を示しても問題が生じないものと認められる一方、県警察が発注する道路標示塗装業務は、複雑な積算を要しないため、本件非公開情報を公開すると、今後発注する道路標示塗装業務の入札執行予定額の正確な積算が可能となることにより、業者間での価額調整、入札規制、談合等を生じさせるおそれがあるものと認められる。</li> <li>・ したがって、本件非公開情報は、公開することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められることから、条例第5条第4号に該当すると判断する。</li> </ul>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年9月28日（答申第608号）</p>

情報公開審査会答申第 609 号の概要

件名	監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件（諮問第 682 号）		
請求文書の概要	①監察医務における、中毒死者・自殺者の血中の薬物を検出したデータ、薬物血中濃度、血液検査のデータ、②監察医務における、心臓疾患や肺炎といった身体疾患による死亡者のうち薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、③その他、薬物で死亡した者の監察医務結果全て（以下「本件対象文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 26 年 10 月 5 日	諾否決定年月日	平成 26 年 10 月 16 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	県警本部（捜査第一課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	文書不存在のため。		
不服申立年月日	平成 26 年 10 月 21 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件対象文書は、取得又は作成しているはずであり、作成も取得もしていないため存在しないとして行った公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を取り消して、本件対象文書に対して行った行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）の情報を全部公開すべきである。</li> <li>監察医制度が現存する東京 23 区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都と兵庫県は監察医務記録を予め公開しており、大阪府も情報公開請求によらず問い合わせれば監察医務記録を情報提供している。本件対象文書は、遺体の氏名等を除き全部公開すべきであり、本件請求の対象情報は、情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号から第 7 号のいずれにも該当せず、法律や慣例として公になっているとも言える。</li> <li>犯罪死体及び変死体の司法解剖の結果を記載した鑑定書等は、条例第 32 条の規定による刑事訴訟に関する書類には該当しない。鑑定書の作成取得に至る経緯やその記載内容や文書の性質からして公文書に該当する。本件請求は、個別の事件について鑑定書等自体を開示請求したわけではなく、鑑定書等に記載された薬物関係のデータの部分を一切公開請求したのであり、個人を識別できる情報を除いて、性別や年齢を含めて全てを公開すべきである。 また、鑑定書等が存在すること自体は公になっているのであるから、解剖者の氏名や住所といった個人情報欄だけに非公開情報を限定するならともかく、本件処分のように適用除外と判断することは条例の趣旨に反し不適切で違法である。</li> <li>本件請求は、審査請求人が知事宛に請求した上で、知事が警察本部長に事案を移送した経緯があるにもかかわらず、警察本部長が本県の監察医制度は神奈川県保健福祉局保健医療部医療課（以下「医療課」という。）が所掌していると説明していることは大変不合理である。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 26 年 11 月 5 日		
審査会の結論	実施機関が、本件対象文書の公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（司法解剖と監察医による解剖について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師による司法解剖 神奈川県警察は、死亡が犯罪によることが明らかである犯罪死体を取り扱う場合、又は検視等の結果、犯罪死体及び犯罪の疑いがある変死体であることが判明した場合については、刑事訴訟法の規定により、裁判官の鑑定処分許可状に基づき、医師による司法解剖を行っている。</li> <li>2 監察医による解剖 本県における監察医は、死体解剖保存法第 8 条に基づき、死亡が犯罪によるものでないことが明らかな非犯罪死体のうち横浜市内で発見されたものについて、公衆衛生の向上等に資することを目的として、検案・解剖を行っている。</li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>3 監察医による解剖から医師による司法解剖への移行      監察医による解剖を行った死体について、監察医が犯罪と関係のある異状があると認められた場合は、死体解剖保存法第 11 条の規定に基づき、解剖をした地の警察署長に届出がなされ、監察医が行った解剖を含め前記 1 と同様に刑事訴訟法の規定に基づき、医師による司法解剖として取り扱われる。      (本件処分の妥当性について)</p> <p>1 条例第 32 条該当性について      審査請求人は、鑑定書等は、条例第 32 条の規定による刑事訴訟に関する書類には該当せず、個人を識別できる情報を除き全部公開すべき旨を主張している。しかし、鑑定書等は、前記(司法解剖と監察医による解剖について) 1 及び 3 による死体の取扱いにおいて、刑事訴訟法第 168 条第 1 項の規定に基づき裁判所の許可を受けて司法解剖を行った場合にその結果を記載した文書であり、実施機関が刑事訴訟法の手続きに則って取得する刑事訴訟に関する書類に該当するものと認められる。      したがって、鑑定書等は、条例第 32 条の規定により、条例の規定の適用を受けない文書であると認められる。</p> <p>2 監察医制度に係る記録の不存在      審査請求人は、実施機関が本件対象文書を取得又は作成しているはずであり、監察医制度がある他の自治体では公開及び公表している旨主張している。監察医制度は、前記(司法解剖と監察医による解剖について) 2 の死体解剖保存法第 8 条に基づき死体を取り扱う場合であるものと認められ、これは犯罪捜査を目的とした制度ではなく、医療課が所掌していると認められる。その運用は、平成 13 年 4 月 1 日から、「神奈川県監察医に関する要綱」(以下「要綱」という。)及び「神奈川県監察医が提出する報告書及び記録に関する基準」(以下「基準」という。)により行われており、要綱第 6(5)においては、監察医の遵守する事項として、基準に定められた業務実施に関する記録を作成保管し、知事が必要と認めたときは、その提出に応じることとされており、その提出先は、監察医制度を所掌する医療課である。      したがって、監察医制度に係る記録は、実施機関が取得及び作成していない文書であると認められる。</p> <p>3 以上のことから、当審査会としては、実施機関が、本件対象文書の公開を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。      (事案の移送について)      審査請求人は、知事宛にした本件請求が、警察本部長に移送されたにもかかわらず、警察本部長が本県の監察医制度は医療課が所管していると説明していることは大変不合理であると主張している。      しかし、知事は、審査請求人により提出された本件請求に係る行政文書公開請求書に「神奈川県の実施機関に事案の移送を願いたい」旨の記載があったことから、文書の探索範囲を広げる趣旨で、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、警察本部長に本件請求を移送したものであり、移送を受けた警察本部長は同条第 2 項の規定に基づき、本件処分を行ったものであって、この経緯に不合理な点は認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 28 年 1 月 22 日 (答申第 609 号)</p>

情報公開審査会答申第 610 号の概要

件名	監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件（その 2）（諮問第 684 号）		
請求文書の概要	①監察医務における、中毒死者・自殺者の血中の薬物を検出したデータ、薬物血中濃度、血液検査のデータ、②監察医務における、心臓疾患や肺炎といった身体疾患による死亡者のうち薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、③その他、薬物で死亡した者の監察医務結果全て（以下「本件対象文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 26 年 10 月 5 日	諾否決定年月日	平成 26 年 10 月 8 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	知事（医療課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	文書不存在のため。		
不服申立年月日	平成 26 年 12 月 8 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監察医は、神奈川県知事（以下「知事」という。）又は神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の一機関として実施機関に含まれる。神奈川県保健福祉局保健医療部医療課（以下「医療課」という。）の職員が知事部局に含まれることと同様である。</li> <li>・ 神奈川県監察医委員会が知事部局に置かれていること、また、神奈川県議会議員の発言等から、実施機関は、本件対象文書を作成又は取得していると当然に考えられる。</li> <li>・ 本件対象文書に関する情報の検索が不十分であるか、または、当該情報を情報公開の適用外であると判断することが不当である。また、解釈上の不存在であると判断することは不当・違法である。</li> <li>・ 監察医が保管する文書についても、行政文書として情報公開請求の対象とするべきである。</li> <li>・ 監察医制度が現存する東京 23 区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都と兵庫県は監察医務記録を予め公開しており、大阪府も情報公開請求によらず問い合わせれば情報提供をしていることから、神奈川県にも本件対象文書が存在すると当然に考えられる。</li> <li>・ 本件対象文書に対して行った行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）に関しては、知事が警察本部長に事案を移送した。移送した事案について警察本部長が行った行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求にかかる非公開等理由説明書で、本県の監察医制度は医療課で所管していると主張している。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 26 年 12 月 15 日		
審査会の結論	実施機関が、本件対象文書を存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件対象文書について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事は、「神奈川県監察医が提出する報告書及び記録に関する基準」において、監察医に対して毎年度の四半期ごとの業務の実施状況について、その四半期が終了した翌月の 10 日までに、検案及び解剖の件数や費用負担区分ごとの内訳件数についての報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めており、報告書については実施機関において取得していると認められる。</li> <li>2 一方、「神奈川県監察医に関する要綱」（以下「要綱」という。）第 6（5）においては、監察医の遵守する事項として、記録を作成保管し、知事が必要と認めるときは、その提出に応じることとしている。この記録の一部が、本件対象文書に相当すると考えられる。</li> <li>3 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項本文は、行政文書とは、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。）がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関において管理しているものをいう。」と規定している。</li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>4 監察医が記録を作成保管する状況においては、当該記録は、行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態に置かれているとはいえ、「実施機関において管理しているもの」には当たらない。したがって、監察医が作成保管している記録については、行政文書とは認められない。</p> <p>5 実施機関が、要綱を定めた平成13年4月1日から現在に至るまで、知事が監察医に対し記録の提出を求めた事実はなく、取得した記録は存在しないと説明していることに不自然な点は見当たらない。</p> <p>6 また、平成13年4月1日以前の記録について、実施機関は、不存在であり、作成又は取得したかについて確認することはできなかったとしている。 仮に作成又は取得されていた場合に、当該記録が保存されるべき文書ファイルの保存期間について確認したところ、神奈川県行政文書管理規程に基づき、3年と定めていることが認められるため、既に保存期間を満了しており、実施機関が当該記録についても不存在であると説明していることに不自然な点は見当たらない。</p> <p>7 したがって、実施機関の本件対象文書は不存在であるとの説明に、不合理な点は認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年1月22日(答申第610号)</p>

情報公開審査会答申第 611 号の概要

件名	特定の県立高等学校における生徒の健康調査票等一部非公開の件（諮問第 678 号）		
請求文書の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定日に実施された医師による検診（以下「本件健康診断」という。）に際して行われた在校生の健康調査の調査票（以下「本件在校生調査票」という。）及び専門医による診断基準（以下「本件診断基準」という。）。</li> <li>・ 特定時期に卒業した卒業生への健康調査の回答調査票（以下「本件卒業生調査票」という。）及びその後の具体的な診察の対処資料の全て（以下「本件卒業生対処資料」という。）。</li> <li>・ 特定期間において、特定場所で行われた特定検査（以下「本件特定検査」という。）の記録及びその場所の使用の有無について、不使用の時はその期間が記載された文書（以下「本件教室使用文書」という。）。</li> </ul>		
請求年月日	平成 26 年 5 月 16 日	諾否決定年月日	平成 26 年 6 月 27 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（神奈川県立高等学校）
非公開根拠項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>1 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票について</p> <p>(1) 決定時の判断について</p> <p>ア 生徒の氏名及び番号については、その調査票を書いた生徒を個別に特定し又は特定しうる情報として非公開とした。</p> <p>イ 学年及び組の情報は、直接個人を特定する情報でないが、情報の絞込みが可能となり、その他の情報と照らして個人の特定につながるおそれがあるものと考え非公開とした。</p> <p>ウ 症状等について具体的に記述する欄及び医師の所見を記述する欄については、生徒自身の心身の状況等について記している箇所が多々あることなどから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報と考え非公開とした。</p> <p>(2) 前回の答申（平成 26 年 9 月 24 日答申第 591 号、以下「前回答申」という。）を受けてからの本件処分について</p> <p>学年、組の公開はやむを得ないが、調査票の表の欄内に記述された情報について、前回の請求対象の調査票と異なり、今回の請求対象の調査票の表の欄内には心身の状況に関する記述が多く、公開すると当該個人の権利利益を侵害するおそれがあると考え、この時点では変更決定を行わなかった。</p> <p>2 本件診断基準について</p> <p>臨時健康診断マニュアル中に専門医を受診するという一般的な記載はあったが、症状ごとの対処方法のような具体的な記載はなかった。本件健康診断は、医師会から派遣された医師が行っており、当該医師に聞けば診断基準について分かるかもしれないが、本校として診断基準を取得していたかは分からない。</p> <p>なお、ファイル基準表による健康診断の保存期間は 5 年であり、保存期間を満了している。</p> <p>3 本件卒業生対処資料について</p> <p>本件卒業生調査票に症状の記述を行った者について継続して調査した調査票等の文書や専門医の受診を案内した文書は見当たらなかった。</p> <p>なお、ファイル基準表による健康診断の保存期間は 5 年であり、保存期間を満了している。</p> <p>4 本件特定検査の記録について</p> <p>本件特定検査の対象とされた期間において、本件特定検査の対象とされた場所では特定 1 年度に 3 回実施しており、本件特定検査の記録は既に公開した 3 回分のみである。</p> <p>5 本件教室使用文書について</p> <p>請求対象の期間より前に、使用を再開する旨を記載した文書が存在し、その後は、教室は使用されていたため、使用の有無に係る文書は存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 26 年 8 月 27 日		

<p>不服申立ての趣旨</p>	<p>1 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票については、異議申立て後に前回答申が出されたため、この内容に沿って公開を求めるつもりでいた。しかし、平成27年4月、教育委員会が裁判所に証拠書類として提出した特定病院の医師の所見では、症状の情報が公開されている。教育委員会が方針を変えたので、調査票の表の欄内だけでなく、欄外に記載された情報についても、ひとくくりでなく個別に非公開が妥当か否か審査会で判断していただきたい。</p> <p>2 本件診断基準については、専門医でない医師が診察するのに必要である。教育委員会で作成したマニュアルには記載がなく、特定団体の発行する雑誌に掲載された他の自治体に関する記事で、旧厚生省による診断基準の存在を知った。他の自治体が知っているのに、教育委員会が知らないというのはおかしい。</p> <p>3 本件卒業生対処資料に関して、在校生やその保護者の中に、専門医の受診を希望するものが多く、高校に講演に来てくれた世界的に診療実績のある医師への受診を勧めたので、卒業生へも受診を促すはずであり、不存在というは無責任である。</p> <p>4 本件特定検査の記録に関して、数回開催された保護者説明会のうちいずれかで、改修工事後も定期的に検査を実施すると説明があったはずだが、特定1年度のみ3回実施し、他年度に実施していないのはおかしい。</p> <p>5 本件教室使用文書に関して、本件特定検査を実施しているにも関わらず、資料が存在しないことに疑問を感ずる。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成26年9月2日（受理）</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>1 実施機関は、特定の県立高等学校で行われた在校生に係る健康調査の調査票のうち、生徒の学年、組及び表の欄内に記述された情報（個人の心身の状況の情報を除く。）を、公開すべきである。</p> <p>2 実施機関は、特定の県立高等学校で行われた特定時期に卒業した卒業生への健康調査の調査票のうち、在籍時の組を、公開すべきである。</p> <p>3 実施機関は、特定検査の対象とされた場所に係る教室の使用の有無について示した文書について、当該教室の使用を再開した旨を記載した文書を請求対象文書として特定すべきである。</p> <p>4 実施機関が、公開又は一部公開したもの以外の行政文書（上記3を除く。）を不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票のうち症状の記述があるものについて</p> <p>(1) 本件在校生調査票は、本件健康診断時に本件学校に在籍する生徒を対象に、本件卒業生調査票は、卒業生を対象に、それぞれ実施されたアンケート方式の健康についての調査票であり、これには学年、組、番号、氏名を記入する欄（以下「氏名等記入欄」という。）、表形式で身体の症状を感じた場所、時期、その強さ等を調査時点と過去の特定時点について記述する欄（以下「調査票本文」という。なお、過去の特定時点についての記述は、本件在校生調査票のみに存在する。）、その他の症状等について具体的に記述する欄（以下「自由記述欄」という。）及び医師の所見を記述する欄（以下「医師所見欄」という。なお、これは本件在校生調査票のみに存在する。）とで構成されている。</p> <p>(2) 氏名等記入欄のうち、生徒の氏名及び番号は特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。学年、組については、その情報のみをもって個人が識別され得るとはいえず、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。</p> <p>(3) 調査票本文は、身体の症状があらかじめ類型として11項目挙げられており、それぞれの類型の症状の有無や時期、強さ、症状を感じた場所について○印を入れたり、記述したりする表形式のアンケートとなっている。調査票本文中非公開とされている箇所は、生徒の心身の状況や、それ以外の情報が記述されており、同号本文の該当性が問題となる。</p> <p>生徒の心身の状況以外の情報について、審査会が確認したところ、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえず、また、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとまではいえないことから、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(4) 調査票本文中生徒が自筆で具体の心身の状況を記述した部分、自由記述欄に生徒又は医師が自筆で生徒の心身の状況を記述した部分及び医師所見欄に医師が自筆で生徒の心身の状況を記述した部分は、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>(5) 前記(2)及び(4)で条例第5条第1号本文に該当すると判断した個人情報、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容にかかる情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>2 本件診断基準について 本件診断基準は、医師が用いるものであるため、学校として保有していなくても不自然とはいえない。仮に本件健康診断が行われた当時学校が保有していたとしても、5年の保存期間が満了している請求時点において、本件診断基準は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>3 本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものについて 本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものは、卒業生を対象としたものであり、問題がないため、5年の保存期間が満了し廃棄したとしても不自然とはいえないことから、本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものは存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>4 本件卒業生対処資料について 実施機関が、既に進学や就職をして本件学校とは別の組織に所属している卒業生に対して、在校生と同様に、専門医を受診させる等の対処措置を行うことの必然性は乏しいことに鑑みれば、本件卒業生対処資料は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>5 本件特定検査の記録について 本件特定検査の対象とされた期間より前に、本件特定検査の対象とされた場所に係る教室について、検査を実施した上で安全を確認し、使用を再開しているという経緯からすると、本件特定検査の対象の期間中に改めて検査を実施する必要性は低いと認められる。そのため、本件特定検査の記録は公開された文書以外には存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>6 本件教室使用文書について 前記5のとおり、本件特定検査の対象とされた期間より前に、本件特定検査の対象とされた場所に係る教室の使用を再開する旨を記載した文書が出され、その後は、継続して使用されていると認められることから、教室の使用を再開する旨を記載した文書を本件教室使用文書として特定すべきである。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年1月22日(答申第611号)</p>

情報公開審査会答申第 612 号の概要

件名	県税の滞納整理事務に関するマニュアル非公開の件（諮問第 676 号）		
請求文書の概要	県税の滞納整理事務に関する 4 種類のマニュアル		
請求年月日	平成 26 年 4 月 24 日	諾否決定年月日	平成 26 年 5 月 1 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	知事（徴収対策課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>条例第 5 条第 4 号アは、県の機関が行う監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものについて非公開情報とする旨を定めており、本県が公表している「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」において、その具体例の一つとして「県税の徴税方法に関する資料」を挙げている。</p> <p>本件行政文書は、滞納整理の進め方などについて記載している「県税の徴税方法に関する資料」であり、その内容を公開することにより滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがある。</p> <p>よって、平成 26 年 4 月 24 日付けで行われた本件行政文書に係る本件請求について、条例第 5 条第 4 号アの規定に該当する行政文書として、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 5 月 1 日付けで本件処分を行ったものである。</p>		
不服申立年月日	平成 26 年 6 月 30 日		
不服申立ての趣旨	<p>○ 条例第 5 条第 4 号該当の点について</p> <p>原処分は、公開を拒む理由として条例第 5 条第 4 号に該当するとし、その理由として「県税の滞納整理事務に関するマニュアルは、滞納整理の進め方などを記載しているものであり、その内容を公開することにより、滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるため」とするが、次に述べるように、原処分庁の判断には同条の解釈に誤りがあり、したがって、公開拒否決定とする合理的な理由が存しない。</p> <p>原処分は、同条例第 5 条第 4 号中のアを根拠にしているものと考えられるが、アの「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」の解釈からして、県税滞納整理事務マニュアルが、これに該当するとされる合理的な理由が見当たらない。</p> <p>すなわち、条例第 5 条第 1 号及び第 2 号におかれている公益上の義務的開示の規定が条例第 4 号に置かれていないのは、事務の「適正な」遂行と明示していることから、適正の要件の判断に際して、公益上の開示の必要性も考慮しなければならないからである。したがって、一般的に本号は、行政機関に広範な裁量を与えたものではないと解されている。</p> <p>原処分庁の決定には、本件行政文書を情報公開義務の例外として認めるための、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならないという法的要請に適った合理的判断がなされたものとはいえない。</p> <p>○ 適正な納税のための予見可能性について</p> <p>わが国の納税は原則として、自主申告納税方式を採用しているが、住民税や県税等においては賦課課税方式が採られている。賦課課税方式は、国税等において納税者自らが申告した税額にもとづいて課税・納税するものとされているが、納税者が納税を怠った場合又は滞納者となった場合、どのような手続で不利益な処分（滞納整理手続）が課されるかについては、必ずしも納税者等において理解されていないのが現状である。</p> <p>住民税等の地方税の滞納整理手続には、地方税法で国税徴収法が準用されており、法律に基づく行政がなされなければならないと、また、県税の滞納整理事務においても法律に基づく適正手続が求められている。</p> <p>本件請求が拒否された本件行政文書は、法律に基づく手続マニュアルであって、これを納税者が知ることにより、徴収手続に支障を及ぼすものとは到底考えられない。むしろ、滞納整理事務マニュアルを公開することは、滞納者に滞納整理事務手続が理解され、かえって滞納者にとって納税の促進に役立つ側面も大きいと考えられる。</p>		

<p>不服申立ての趣旨 (続き)</p>	<p>法的安定性や法的予測可能性は、憲法の租税法律主義の要請であるが、これは、公益上の義務的開示という比較衡量の面でも重要視されなければならない。また、仮に本件行政文書の中に滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるものが存するとしても、それが本件行政文書の公開を拒否する合理的な理由にはならない。</p> <p>実施機関の判断は、法的解釈を誤っており、よって本件処分は違法・不当なものとして取消されなければならない。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 26 年 7 月 1 日</p>
<p>審査会の論結</p>	<p>地方税法や国税徴収法など滞納整理事務の根拠となる法令及び公開されている関係通達の内容並びに一般的に常識であると認められる情報（以下「一般情報」という。）が記載されている箇所は公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>本件行政文書には、①滞納整理を実施する際の詳細な折衝や対応の方法、②具体的かつ詳細に示されている滞納整理事務の対象となる財産、調査事項、探索先及び準備行為、③一般には知られていない神奈川県独自に蓄積された滞納整理事務に関する効果的な調査手法（以下「特殊情報」と総称する。）の記載が認められる箇所がある。</p> <p>このような特殊情報を公開した場合、神奈川県滞納整理事務に関する具体的な手順や調査技法等が知られ又は容易に推測されることで、滞納者やその関係者が、滞納整理に先んじて財産の隠蔽を図るなど、滞納処分を不当に免れるための妨害手段を講ずることが可能になり、県税の滞納整理に係る事務に関して、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件行政文書のうち公開することによる利益を考慮してもなお、特殊情報を公開することは、事務の適正な遂行に及ぼす支障が大きいため、特殊情報は条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。</p> <p>実施機関は、滞納整理に必要な事実の把握等が困難になるおそれがあるとして、本件行政文書全てを非公開としているが、本件行政文書のうち、特殊情報以外の部分については、地方税法や国税徴収法など滞納整理事務の根拠となる法令及び公開されている関係通達の内容並びに一般的に常識であると認められる情報（以下「一般情報」という。）が記載されていると認められる。こうした情報が公開されたとしても、県税の徴収に係る事務に関して、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとはいえず、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとまではいえない。</p> <p>したがって、一般情報は、条例第 5 条第 4 号に該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 28 年 3 月 23 日（答申第 612 号）</p>